

江田島市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業実施要綱

令和5年3月23日

(趣旨)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第59条第4号の規定に基づく地域子ども・子育て支援事業として、小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業に係る利用料の一部を給付することについて、江田島市補助金等交付規則（平成16年江田島市規則第50号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 対象施設等 満3歳以上の小学校就学前の在園する全ての幼児を対象として提供している標準的な開所時間がおおむね1日4時間以上8時間未満、週5日以上、年間39週以上である施設等のうち、別表第1に定める基準を満たすもので、次に掲げる施設等ではないものをいう。ただし、市外に所在する施設については、当該施設が所在する市区町村から対象施設等の決定を受けているものに限る。

ア 法第7条第10項第4号ハの政令で定める施設

イ 法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設

ウ 法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者

エ 法第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援施設等（法第30条の2に規定する子育てのための施設等利用給付を受けている満3歳以上の小学校就学前の幼児の数が当該施設を利用する満3歳以上の小学校就学前の幼児の数のおおむね半数を超えない施設等を除く。）

(2) 利用料 対象施設等に在籍する全ての幼児に対して提供

する保育等に対して，対象施設等が保護者から徴収する利用料であって，入園料，施設整備費，延長保育若しくは預かり保育の利用料又は実費徴収費（食材費，通園費等の対象施設等において提供される便宜に要する費用をいう。）の類ではないものをいう。

(3) 対象幼児 本市に住所を有する者のうち，対象施設等をおおむね1日4時間以上8時間未満，週5日以上，年間39週以上利用し，当該利用する日の属する月の初日に在籍している者であって，次のいずれにも該当しない満3歳以上の小学校就学前の幼児をいう。

ア 法第11条に規定する子どものための教育・保育給付を受けている者

イ 法第30条の2に規定する子育てのための施設等利用給付を受けている者

ウ 法第59条の2に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち，企業主導型保育事業を利用している者

(4) 集団指導 本市が対象施設等の事業者を一定の場所に集めて，講習等の方法により指導を行うことをいう。

(基準適合審査の申請)

第3条 本事業の対象施設等として市長の決定を受けようとする施設等の事業者は，江田島市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業対象施設等基準適合審査申請書（様式第1号）に関係書類を添えて，市長に提出しなければならない。

(対象施設等の決定等)

第4条 市長は，前条の基準適合審査申請書の提出があった場合は，その内容を審査し，対象施設等として決定したときは江田島市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業対象施設等決定通知書（様式第2号）により，却下したときは江田島市地域における小学校就学前の子どもを

対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業基準適合審査申請却下通知書（様式第3号）により，当該事業者に通知するものとする。

（対象施設等の決定の取消し）

第5条 市長は，対象施設等が偽りその他不正な手段により前条の規定による対象施設等の決定を受けたと認めるときは，当該決定を取り消すことができる。

（対象費用）

第6条 給付金の対象となる費用は，対象幼児の保護者が対象施設等に支払う利用料とする。

（給付基準額）

第7条 対象幼児1人当たりの給付基準額は，1月につき2万円とする。

（給付金の額）

第8条 給付金の額は，対象幼児の保護者が現に対象施設等に支払った月額の利用料と月額の給付基準額のいずれか少ない方の額とする。

（給付金の支給申請等）

第9条 給付金の支給を受けようとする対象幼児の保護者は，江田島市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業支給申請書（様式第4号）に関係書類を添えて，別表第2に定める提出期限までに，市長に提出しなければならない。

2 第4条の規定による対象施設等の決定を受けた事業者は，別表第3に定める提出期限までに，月ごとの在籍名簿（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

3 第1項及び前項の提出期限について，当該提出期限，その翌日又はその翌々日が江田島市の休日を定める条例（平成16年江田島市条例第2号）第1条に規定する市の休日に当たる場合は，当該休日の翌日を提出期限とする。

(支給の決定等)

第10条 市長は、前条の支給申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、給付金を支給することを決定したときは江田島市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業支給決定兼支払通知書(様式第6号)により、支給しないことを決定したときは江田島市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業支給申請却下通知書(様式第7号)により、当該保護者に通知するものとする。

(支給の方法)

第11条 給付金は、前条の規定による支給の決定を受けた保護者から指定された金融機関の口座へ、市が直接振り込むことにより、支給するものとする。

(支給の決定の取消し)

第12条 市長は、対象幼児の保護者又は対象施設等による偽りその他不正な手段を要因として、対象幼児の保護者が給付金の支給の決定を受けたと認めるときは、当該決定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により当該決定を取り消したときは、江田島市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業支給決定取消通知書(様式第8号)により、当該保護者に通知するものとする。

(給付金の返還)

第13条 市長は、前条の規定により給付金の支給の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る給付金が既に支給されているときは、当該保護者に対し、当該給付金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(関係書類の整備)

第14条 対象施設等は、本事業に係る帳簿及び関係書類を整備するとともに、本事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算

して5年間保管しなければならない。

(給付金に関する報告等)

第15条 市長は、給付金の支給に関し必要があると認めるときは、給付金の支給の決定を受けた対象幼児の保護者に対し、報告を求め、又は調査することができる。

(指導・監査)

第16条 市長は、対象施設等に基準を遵守させるとともに、適正な給付金の支給を実施する観点から、必要があると認めるときは、対象施設等に対し、この要綱に定める内容等を周知徹底させるために、集団指導を実施することができる。

2 市長は、特に必要と認める場合は、対象施設等に対し、実地により個別に指導し、又は監査することができる。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表第 1（第 2 条関係）

対象施設等の決定基準

項目	基準の内容
1 保育に従事する者の数	保育に従事する者の数は，満 3 歳以上満 4 歳未満の幼児についておおむね 20 人につき 1 人以上，満 4 歳以上の幼児についておおむね 30 人につき 1 人以上とする。ただし，常時 2 人を下回ってはならない。
2 保育に従事する者の資格	保育に従事する者のおおむね 3 分の 1 は，教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）に基づく幼稚園の教諭の免許状を有する者，保育士，看護師（准看護師を含む。）又は都道府県知事が行う保育に従事する者に関する研修（都道府県知事がこれと同等以上のものと認める市町村長（特別区の長を含む。）その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（1 日に保育する乳幼児の数が 5 人以下の施設等に限る。）とする。
3 保育室等の構造設備及び面積（建物がある場合に限る。）	<p>(1) 保育室の面積は，おおむね幼児 1 人当たり 1.65 m² 以上であること。</p> <p>(2) 調理室（給食を提供する場合に限る。自らの施設等で調理を行わない場合は，必要な調理・保存機能を有する設備を有すること。）及び便所（手洗設備を含む。）があること。</p> <p>(3) 必要な遊具，保育用品等を備えること。</p>
4 非常災害に対する措置	<p>(1) 建物がある場合</p> <p>ア 消火用具，非常口その他非常災害に</p>

	<p>必要な設備が設けられていること。</p> <p>イ 非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する定期的な訓練を実施すること。</p> <p>ウ 保育室を2階に設ける建物は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物、保育室を3階以上に設ける建物は、耐火建築物であること。</p> <p>(2) 建物が無い場合</p> <p>保育等の実態に応じて必要と考えられる措置を採ること。</p>
5 保育の内容	<p>(1) 幼児一人一人の心身の発育や発達の状況に基づいた適切な教育・保育の計画を策定し、実施していること。</p> <p>(2) 各施設の活動方針に基づいた計画を策定し、実施していること。</p>
6 給食（給食を実施している場合に限る。）	<p>(1) 幼児の年齢、発達、健康状態（アレルギー疾患等を含む。）等に配慮した食事内容とすること。</p> <p>(2) あらかじめ作成した献立に従って、調理を行うこと。</p>
7 健康管理及び安全確保	<p>幼児の健康観察等を通じて日々の幼児の健康を管理するとともに、幼児の安全に配慮した活動を行うため、必要な安全管理を行うこと。</p>
8 利用者への情報提供	<p>活動の内容について、利用者に対し書面の交付等を通じて、説明及び情報提供を行う</p>

	こと。
9 職員及び幼児に係る帳簿の整備	職員及び幼児の状況を明らかにする帳簿等を整備していること。
10 会計処理	<p>(1) 財政及び経営の状況について、真実な内容を表示すること。</p> <p>(2) 全ての取引について、正確な会計帳簿を作成すること。</p> <p>(3) 財政及び経営の状況を正確に判断することができるように必要な会計事実を明瞭に表示すること。</p> <p>(4) 採用する会計処理の原則及び手続並びに計算書類の表示方法については、毎会計年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。</p>

別表第2（第9条関係）

支給申請書の提出期限

利用料の期間	提出期限
4～6月分	7月20日
7～9月分	10月20日
10～12月分	1月20日
1～3月分	4月20日

別表第3（第9条関係）

在籍名簿の提出期限

幼児の在籍期間	提出期限
4～6月分	7月20日
7～9月分	10月20日
10～12月分	1月20日
1～3月分	4月20日